

次期介護保険制度改正における軽度者支援と利用者負担のあり方について、慎重な検討を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年12月20日

提出者

24番 西園寺 みきこ

4番 深田 貴美子

5番 山本 あつし

11番 しばみのる

12番 内山 さとこ

武蔵野市議会議長 深沢 達也 殿

次期介護保険制度改正における軽度者支援と利用者負担のあり方について、慎重な検討を求める意見書

第7期（平成30～32年、2018～20年）の介護保険事業計画に向けた制度改正の議論は、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で今年2月に始まり、12月9日に「介護保険制度の見直しに関する意見」がまとまった。

今回の議論では、財政制度等審議会、経済財政諮問会議からの指摘を受け、制度の持続可能性と給付抑制を論拠に、軽度者への生活支援サービス・福祉用具貸与等の給付見直しと地域支援事業への移行、現役並み所得者への3割負担等能力に応じた負担引き上げが注目されている。武蔵野市議会は、介護保険制度創設時の理念である「介護の社会化」「住み慣れた地域でその人らしく住み続けるための自立支援と介護予防」の原点を尊重する立場から、政府等に対し、軽度者支援と利用者負担のあり方について下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 高齢者の尊厳ある生活を保障するために、また介護離職ゼロに向けて、公平かつ安定した制度を検討すること。
- 2 要介護1・2に対する生活援助給付については、平成27年度改正の実施状況を十分に把握・調査・検証し、地域包括ケアの理念に基づき、拙速な見直しをしないこと。
- 3 現役並み所得相当世帯の高齢者の利用者負担割合を3割に引き上げることについては、自治体・福祉関係者の意見を聞き、平成27年8月から始まった2割負担の検証を十分行った上で、慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

武蔵野市議会議長 深 沢 達 也

内閣総理大臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

】 あて